(仮称) 中ノ森山風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法 (平成9年6月13日法律第81号) 第10条第1項の意見

令和2年6月3日

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、双葉郡浪江町及び葛尾村の行政界付近の稜線上において大規模な 風力発電所を計画するものであるが、現時点では多くの事項が未定及び検討中とさ れていることから、今後、事業内容をより具体化した上で適切に環境影響評価を実 施し、その結果を環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に記載すること。 なお、事業実施まで長期間を要する場合は、対象事業実施区域及びその周辺の社会 環境、生活環境又は自然環境の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。
- (2) 環境影響評価の実施に当たっては、十分な基礎資料のもと、専門家の助言を得ながら最新の知見及び評価手法を採用し、住宅等の分布、風況、自然状況等の多面的な視点に立って綿密な調査を実施すること。その上で、風力発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への重大な環境影響を極力回避又は低減する計画とすること。
- (3) 本事業の計画地は、他の風力発電事業計画地から約 4km 以上離れているため、他事業との累積的な影響は想定されないとしているが、工事車両の走行による排出ガスや騒音・振動、風力発電機の設置による景観の変化等については累積的影響の発生が懸念されることから、他事業者と情報を共有し、環境影響評価に反映させること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺には多数の住宅等が存在していることから、地元住民に対し、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。特に、対象事業実施区域北部の浪江町津島地区は、現在も原子力災害対策特別措置法に基づく帰還困難区域であり住民が居住してないこと、また対象事業実施区域南部の葛尾村は避難指示区域であった状況を踏まえ、地元自治体を含む関係機関等と協議及び調整の上、避難中の住民に対しても十分に説明や意見聴取を行うこと。

また、環境影響評価の結果を準備書に記載するに当たり、平易な表現や図を用いるなど、住民に分かり易い内容とすること。

(5) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度(FIT)による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 騒音、振動及び低周波音について

対象事業実施区域の周辺には多数の住宅等が存在しており、騒音、振動及び低周波音(以下「騒音等」という。)による住民の生活環境への影響が懸念される。このため、造成工事等の施工、工事用資材の輸送や供用時の騒音等が、住民の生活環境に重大な影響を及ぼすことのないよう、評価結果に基づく必要な環境保全措置を検討して準備書に記載すること。

3 水環境について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は請戸川水系請戸川や葛尾川が流れており、大規模な森林伐開等により濁水や汚水の流出による河川への影響が懸念される。このため、近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な容量を持つ防災調整池及び沈砂池の設置、適切な生活排水対策、これら対策の維持管理等の適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (2) 葛尾村では、平成28年6月に帰還困難区域を除く区域の避難指示が解除されたことを踏まえ、村へ帰還した住民の地下水、湧水、表流水等の利用状況を把握すること。その上で、建設工事に伴う森林伐開等により、住民の生活用水への影響が十分に低減されるよう、必要な対策を検討して準備書に記載すること。

4 地形・地盤について

対象事業実施区域内には法指定となる砂防指定地等は含まれないが、土石流危険渓流内に位置し、また土砂災害警戒区域(滝の沢)及び急傾斜地崩壊危険箇所に近接していることから、事業に伴う土地の改変等により土砂災害が発生することがないよう、斜面等の安定対策を検討すること。

5 動植物・生態系について

- (1) 生態系は多くの動植物が結びつくことにより成り立ち、動植物の生息・生育環境 は連続することにより機能するものであることを踏まえ、対象事業実施区域及びそ の周辺において十分な調査を実施し、動植物の生息・生育環境に極力影響が及ばな い対策を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。なお、複数の風力発 電機の並立により野生生物の移動経路に影響が及ばないよう、風力発電機や取付道 路の設置を計画すること。
- (2) 動植物の調査地点や経路については、風力発電機設置予定範囲及び発電所工事用 道路などの改変区域を中心に設定して、改変区域及びその周辺の動植物の生息・生 育の状況を十分に把握して評価を実施し、必要な環境保全措置を検討すること。
- (3) 今後実施する現地調査において対象事業実施区域内に湿地環境が存在することが 判明した場合には、当該湿地環境周辺の動植物の調査を十分に実施すること。
- (4) 国道 399 号登館峠の東西に渡って風力発電機が設置される計画であることから、

当該峠付近を飛翔、通過するコウモリ類及び鳥類の調査を十分に実施し、必要な環境保全措置を準備書に記載すること。

- (5) 本事業計画の実施により、河川の源流域への影響が懸念されることから、水生生物の調査地点を可能な限り多く設け、綿密な調査を実施すること。
- (6) 両生類及び昆虫類の調査について早春季の調査を追加すること。また、爬虫類の調査について、夜行性のヘビ類が生息する可能性があることから夜間調査の実施を検討すること。
- (7) 生態系の上位性注目種に選定しているノスリの調査について、対象事業実施区域 の植生や風力発電施設の存在によるノスリの生息環境の変化を定量的に把握できる よう、適切な調査計画を策定して実施すること。また、ノスリの主要な餌資源であ るハタネズミの生息密度調査については、ハタネズミの生態に応じた調査方法を採 用して実施すること。
- (8) 現地調査の結果、希少な猛禽類やコウモリ類等の生息、繁殖が確認された場合、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装、風力発電機ナセル等へのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の環境保全措置を検討した上で、具体的な措置内容を準備書に記載すること。
- (9) 植生の調査については、当該区域の地形に合わせてトランセクト法等を採用する等、調査の方法及び範囲等を綿密に計画し、現状を的確に把握すること。
- (10) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないような施工計画を検討すること。なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう、在来植物種の採用を優先して検討すること。

6 景観について

本事業計画が実現すると、浪江町及び葛尾村の境界である稜線上の広い範囲に風力発電機が多数設置され、古くから住民等が慣れ親しんできた郷土の景観に大きな影響を及ぼす可能性がある。対象事業実施区域の周辺は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、現在も避難生活を余儀なくされている住民が存在するため、本事業が住民の帰還を妨げる一因とならないよう、避難中の住民に対して十分な説明を行い、理解の醸成に努めること。

7 廃棄物等について

(1) 工事に伴い発生することが想定される伐採木その他廃棄物の種類及び量等について、具体的な内容を準備書に記載すること。その上で、対象事業実施区域外に廃棄物を搬出する場合は、その具体的な処理方法を準備書に記載すること。

また、伐採木を現地で再利用する場合は、その利用方法(発電所内での利用場所、利用量等)を可能な限り明確にして準備書に記載すること。なお、伐採木を現地で破砕処理する場合、放射性物質を含む可能性のある粉じんの発生が想定されるため、その飛散防止策を準備書に記載すること。

- (2) 発生土や廃棄物等の一時的な保管に当たっては、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨に伴う濁水が流出しないように沈砂池への導水等を適切に実施すること。
- (3) 造成工事における切土・盛土高及び切土・盛土量を具体的に準備書に記載すること。なお、対象事業実施区域外への建設残土の搬出は極力しない計画とすること。

8 放射線の量について

(1) 対象事業実施区域内の放射線の量の調査方法について、全ての風力発電機設置予定地点及び発電所工事用道路上を含む周辺の空間線量率を面的に測定し、その結果に応じて土壌中の放射性物質濃度を測定することにより、現地の状況を的確に把握すること。その上で、事業の実施により放射性物質を含む土壌や廃棄物が当該区域の周辺に拡散・流出しないようにするための具体的な環境保全措置を準備書に記載すること。なお、環境保全措置については、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」(平成27年、環境省)等を参考に、放射性物質を含む粉じん、放射性物質を含む表土の降雨による濁水、放射性物質を含む発生土や廃棄物の発生が可能な限り抑制されるよう、十分に検討すること。

また、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物が発生した場合の「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく具体的な処理計画の内容を、関係機関との協議結果も含めて準備書に記載すること。

- (2) 風力発電機ヤードに設置する予定の沈砂池の水質及び底質中の放射性物質濃度を定期的に測定すること。
- (3) 工事用車両のタイヤ等に付着した放射性物質を含む土砂の拡散を防止するためにタイヤを洗浄する場合、その洗浄に使用する排水及び廃水処理により発生する土砂等の処理方法をあらかじめ検討し、その結果を準備書に記載すること。

9 文化財について

対象事業実施区域内において未知の埋蔵文化財を発見した際は、関係自治体と協議すること。

10 その他

(1) 風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの削減効果を準備書に記載すること。なお、記載に当たっては、火力発電所との比較のほか、風力発電所の工事に伴う森林伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した森林の風力発電所供用年数

中の温室効果ガス吸収予定量も考慮すること。

- (2) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。
- (3) 落雷や強風等による風力発電機の破損事故が国内でも発生していることから、発電所稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (4) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林畜産業等に影響を及ぼすことがないよう、事業計画を十分に検討すること。
- (5) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

以上

(※参考 事業の概要)

1 事業者の名称 中ノ森山風力合同会社

2 事業の名称 (仮称) 中ノ森山風力発電事業

3 事業の種類 風力発電所設置事業

4 事業の規模 発電設備出力 最大 48,000 キロワット (最大 4,200 キロワット の風力発電機を最大 15 基設置)

5 事業の実施区域 福島県双葉郡浪江町及び葛尾村の行政界付近の稜線上

.